

★聴覚障害者の参政権（選挙権・被選挙権）の現状と課題（20101112 資料）

一般社団法人全国手話通訳問題研究会
事務局長 伊藤正

1 前提 ー共通認識のためにー

(1) 代議制民主主義に必要な条件

○選挙の公明かつ適正な実施が必要不可欠

→聴覚障害者の参政権の保障（聴覚障害者を排除しない参政権のあり方）が必要

(2) 聴覚障害者の参政権の保障のために具体的に必要なこと

○選挙権

投票にあたり、健聴者と同様の水準で情報が獲得できること。

○被選挙権

立候補者として、健聴者と同様の水準で自分の所見を国民に伝達できること。

2 現状

(1) 選挙権 ー情報獲得の視点からの比較ー

	難聴者	ろうあ者	盲ろう者	健聴者
情報獲得手段	音声日本語（一部）及び書記日本語	手話（日本語が苦手）	触手話、指文字、指点字、手書き文字等	音声日本語及び書記日本語
告示前（日常生活）	他人との会話（筆談及び補聴器活用）・新聞・週刊誌・インターネット・テレビ（字幕付）	他人（通訳者含む）との手話会話・新聞や週刊誌やインターネット（一部）・テレビ（手話通訳・字幕付）	他人（通訳者含む）との会話・点字出版物	他人との会話・新聞・週刊誌・テレビ・ラジオ・インターネット
告示後	上記＋選挙広報	上記＋政見放送（手話付き）	上記＋点字版選挙広報（一部）	上記＋選挙広報＋政見放送

●課題 ー聴覚障害者が健聴者と同様の水準で獲得できない情報ー

○他人との会話（健聴者の音声会話と比較すると経験量が少なくなる）

○テレビ番組（字幕や手話がついてないと内容不明。国会中継や政党討論番組は特に重要）

○新聞・週刊誌等の書記日本語媒体（日本語が苦手なら内容がわからない）

○ラジオ（聴覚障害のため利用困難）

○選挙広報（日本語が苦手なら内容がわからない）

○政見放送（字幕や手話がついてないと内容がわからない）

(2) 被選挙権 ー所見伝達の視点からの比較ー

	難聴者	ろうあ者	盲ろう者	健聴者
情報伝達手段	音声日本語（一部）及び書記日本語	手話（日本語は苦手）	触手話、指文字、指点字、手書き文字等	音声日本語及び書記日本語
告示前（日常生活）	筆談及び補聴器活用による意見表明	手話通訳者を介した意見表明	通訳者を介した意見表明	自由な意見表明が可能
告示後	上記＋選挙広報＋政見放送	上記＋選挙広報＋政見放送（日本語原稿読み上げ）	上記＋選挙広報＋政見放送（日本語原稿読み上げ）	上記＋選挙広報＋政見放送

●課題 ー聴覚障害者が健聴者と同様の水準で伝達できない情報ー

○日常生活における意見表明（聴覚障害者と円滑にコミュニケーションできる人数が少ない）

○政見放送（ろうあ者及び盲ろう者のコミュニケーション手段の保障がない）

3 考えられる対応方法

(1) 選挙権 一健聴者と同様の水準での情報獲得のために一

- ろうあ者や難聴者とコミュニケーションができる健聴者の増加 (例: 手話ボランティア養成)
- 手話及び字幕付きのテレビ番組の増加 (例: 目標数値の設定)
- ろうあ者の日本語読み書き能力の向上 (例: ろう教育の開発)
- 手話や字幕付きの政見放送・テレビ番組の増加 (例: 国会中継・討論番組)

(2) 被選挙権

- ろうあ者や難聴者とコミュニケーションができる健聴者の増加 (例: 手話ボランティア養成)
- ろうあ者や盲ろう者の所見が伝達できる政見放送・街頭演説・個人演説会・選挙事務所・パーティ等 (例: 手話通訳者の配置)

(3) その他

- これ以外に、権利条約29条の「政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加すること」を実現するには、選挙運動の保障 (例: 健聴者に認められている電話による投票依頼は聴覚障害者にはできない→現行制度では公職選挙法違反となるFAXやメールによる投票依頼を認める) を検討する必要がある。

4 まとめ

- 今回の検討会は6月末の閣議決定により発足した。
- 閣議決定がされた理由は1月に発足した制度改革推進会議が制度改革推進本部 (本部長は首相) に提出した「第一次意見」による。
- 制度改革推進本部の目的は「障害者の権利に関する条約 (仮称) の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図る」ことである。
- 障害者権利条約第29条 (別紙資料) では、「締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者と平等にこの権利を享受する機会を保障する」とし、「障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者と平等に政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること (障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。) を確保すること」として「(i) 投票の手段、設備及び資料が適当であり、利用可能であり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること」としている。
- また、第一次意見 (別紙資料) では、「民主政治の健全な発達を期するためには、すべての国民が自由な意思の下で、公明かつ適正な選挙等の実施を確保されることが不可欠である。」とし、「そのため、障害者についても、選挙等に関する情報における「知る権利」の保障の下で、障害のない人と平等に自己の自由な意思により政治参加の機会が実現されるべきである。しかしながら、現状では、障害者の選挙権や投票権の保障が、制度の運用において、障害のない人と同等程度に保障されていない問題が多々あり、早急に必要な改善措置を講ずるべきである」としている。
- 権利条約及び第一次意見の考え方の根底には「選挙における聴覚障害者と健聴者との間の情報の差を埋めることの必要性」の考えがある。
- この研究会においても、単に政見放送における手話通訳や字幕の付加にかかる技術的な問題の検討だけではなく、近い将来に批准が見込まれる障害者権利条約の理念に基づく、また、我が国の障害当事者の意見が反映された第一次意見の考え方を踏まえ、広く聴覚障害者の参政権についての保障を検討する必要があると考える。
- また、現行政見放送では日本語原稿の読み上げしか対応方針が決まっていない聴覚障害者の被選挙権についても検討することも必要と考える (例: 対話方式の政見放送に聴覚障害者が入った場合の方法は決まっていない)。

※資料

●障害者権利条約

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者と平等にこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者と平等に政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手續、設備及び資料が適当であり、利用可能であり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
 - (ii) 適当な場合には技術支援及び新たな技術の使用を容易にすることにより、障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票する権利並びに選挙に立候補する権利並びに政府のあらゆる段階において効果的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。
 - (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて当該障害者が選択する者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための組織を結成し、並びにこれに参加すること。

●第一次意見（障がい者制度改革推進会議）

9) 政治参加

（推進会議の問題認識）

民主政治の健全な発達を期するためには、すべての国民が自由な意思の下で、公明かつ適正な選挙等の実施を確保されることが不可欠である。

そのため、障害者についても、選挙等に関する情報における「知る権利」の保障の下で、障害のない人と平等に自己の自由な意思により政治参加の機会が実現されるべきである。

しかしながら、現状では、障害者の選挙権や投票権の保障が、制度の運用において、障害のない人と同等程度に保障されていない問題が多々あり、早急に必要な改善措置を講ずるべきである。

【選挙等に関する情報へのアクセス】

選挙等に関する情報の提供においては、点字及び音声による選挙公報等の発行が十分にはなされていないことや、政見放送において字幕、手話の付与が十分にはなされていない等、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・選挙等に関する情報の提供に当たっては、障害の特性に応じて適切な提供方法がとられるよう早急に改善を図る。
- ・インターネットを活用した選挙活動の解禁に係る制度が施行される場合には、障害者の便宜に配慮した運用がされるよう必要な措置を講ずる。【総務省】

【投票所へのアクセス】

地域によっては、投票所へ移動する際の困難なアクセスや投票所における物理的バリア等により、障害者の投票機会の確保が容易でない状況がある。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・投票所への移動支援の充実や、投票所の設置及び設備に関するバリアフリー化（エレベーターのない2階以上の室への設置を避けること、スロープ設置による段差解消等）等の障害者の便宜に配慮した措置がすべての地域において講じられるようにする。
- ・投票所において、障害者がその障害に応じた必要な合理的配慮や支援を受けられるようにする（知的障害者や文字を書くのが困難な人への人的支援、他の容易な投票方法への変更、筆談や手話通訳による支援等）。【総務省】

【選挙活動における配慮等】

障害者による選挙活動への必要な配慮等についても改善を図る必要があるが、選挙制度の在り方については、議会政治の根幹にかかわる問題であり、各党各会派における議論に委ねられるべきものであることから、以下の事項について、立法府においても真摯な検討を期待する。

- ・障害者が選挙活動を行う際の必要な支援の充実が図られるよう、例えば、選挙運動員とは別に手話通訳や移動介助者等の介助者を公的に保障するなどの具体的方策を実施する。【国会関係】
- ・選挙権、被選挙権に関する成年被後見人の欠格条項については、後見人が付いているかどうかで差別化する人権侵害の側面が強いことから、廃止も含め、その在り方を検討する。【法務省・総務省・国会関係】
- ・国会中継、国会会議録等の国会審議に関する情報の提供に当たっては、手話・字幕・点字等の媒体で障害の種別・特性に応じた適切な提供方法がとられるよう改善を図る。【国会関係】